

岩手県告示第248号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、基本測量の実施（平成31年岩手県告示第339号）で公示した基本測量を終了した旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

令和元年9月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、気仙郡住田町及び九戸郡野田村
- 2 実施した期間 平成31年4月11日から令和元年8月5日まで
- 3 実施した基本測量の種類 空中写真撮影及びオルソ作成